

○総務省訓令第29号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年6月15日

総務大臣 林 芳正

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第 12 章 伝搬障害防止区域の指定 第 41 条 前条の規定にかかわらず、電波伝搬路の中心線の全て又は一部が地表又は水面からの高さが 45m 以上の部分において、次に掲げる事項により伝搬障害を生じる見込みのあることが指定の際に明らかであるときは、伝搬障害防止区域の指定を行わない。ただし、(4)又は(5)に掲げる指定行為により伝搬障害を生じる見込みがある場合において、重要無線通信を行う無線局の免許申請者又は免許人が、当該指定行為により実際に伝搬障害が発生するまでの間伝搬障害防止区域の指定を希望するときは、この限りでない。 〔(1)～(4) 略〕 (5) 次に掲げる処分等に係る指定行為（申請がなされた場合において、当該申請に対する処分後に予定される指定行為を含む。） ア 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 37 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定による許可（<u>港湾区域（同法第 2 条第 3 項に規定する港湾区域をいう。ウにおいて同じ。）</u>内の水域の占用に係るものに限る。） イ <u>海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成 30 年法律第 89 号）第 10 条第 1 項の規定による指定、同条第 5 項の規定による公告、同法第 13 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定による許可、同法第 32 条第 1 項の規定による指定、同条第 5 項の規定による公告及び同法第 38 条第 1 項の規定による許可</u> ウ 都道府県の条例又は規則に基づく許可（国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 3 条第 2 項第 2 号の公共用財産のうち、水域（漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項から第 4 項までの規定により指定された漁港の区域、<u>港湾区域</u>、海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 2 条第 2 項の一般公共海岸区域及び同法第 3 条第 1 項の海岸保全区域、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 4 条第 1 項の一級河川の河川区域（同法第 6 条第 1 項の河川区域をいう。以下このウにおいて同じ。））、同法第 5 条第 1 項の二級河川の河川区域及び同法第 100 条第 1 項の準用河川の河川区域並びに<u>海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第 2 条第 5 項の海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の区域内の水域を除く。）</u>にあるものの使用又は占用に関し、国有財産法第 9 条第 3 項の規定により都道府県が行う事務であるものに限る。）	第 12 章 〔同左〕 第 41 条 前条の規定にかかわらず、電波伝搬路の中心線のすべて又は一部が地表又は水面からの高さが 45m 以上の部分において、次に掲げる事項により伝搬障害を生じる見込みのあることが指定の際に明らかであるときは、伝搬障害防止区域の指定を行わない。ただし、(4)又は(5)に掲げる指定行為により伝搬障害を生じる見込みがある場合において、重要無線通信を行う無線局の免許申請者又は免許人が、当該指定行為により実際に伝搬障害が発生するまでの間伝搬障害防止区域の指定を希望するときは、この限りでない。 〔(1)～(4) 同左〕 (5) 次に掲げる処分等に係る指定行為（申請がなされた場合において、当該申請に対する処分後に予定される指定行為を含む。） ア 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 37 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定による許可（<u>港湾区域</u>内の水域の占用に係るものに限る。） イ <u>海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成 30 年法律第 89 号）第 8 条第 1 項の規定による指定、同条第 3 項の規定による公告及び同法第 10 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定による許可</u> ウ 都道府県の条例又は規則に基づく許可（国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 3 条第 2 項第 2 号の公共用財産のうち、水域（漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項から第 4 項までの規定により指定された漁港の区域、<u>港湾法第 2 条第 3 項の港湾区域</u>、海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 2 条第 2 項の一般公共海岸区域及び同法第 3 条第 1 項の海岸保全区域、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 4 条第 1 項の一級河川の河川区域（同法第 6 条第 1 項の河川区域をいう。以下このウにおいて同じ。））、同法第 5 条第 1 項の二級河川の河川区域及び同法第 100 条第 1 項の準用河川の河川区域並びに<u>海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第 2 条第 5 項の海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の区域内の水域を除く。）</u>にあるものの使用又は占用に関し、国有財産法第 9 条第 3 項の規定により都道府県が行う事務であるものに限る。）

附 則

この訓令は、令和 8 年 6 月 15 日から施行する。